

産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会（第25回）

議事録

平成31年2月15日（金）14:00～14:40

経済産業省本館 17 第2特別会議室

○川瀬小委員長　　本日も出席の委員もお揃いのようにございます。定刻となりましたので、ただいまより第25回産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところをご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、新任の委員がいらっしゃいますので、事務局からご紹介を申し上げます。寺西室長、お願いいたします。

○寺西特殊関税等調査室長　　新しい委員をご紹介します。まず、慶應義塾大学大学院法務研究科教授・渡井理佳子委員。それから、公共財団法人日本関税協会評議員・藤岡博委員です。本日は、お二方ともご欠席となります。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。

事務局を代表いたしまして、飯田貿易管理部長から一言、ご挨拶をお願い申し上げます。

○飯田貿易管理部長　　貿易管理部長の飯田でございます。本日はよろしくお願いをいたします。座って失礼させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。また日頃から経済産業行政へのご協力、誠にありがとうございます。

本日、ご審議いただきますアンチダンピング措置でございますけれども、ご案内のとおり、不当な安値輸出に対抗するためのWTOルールで認められた措置でございます。公正な貿易を推進するために、私どももしっかりと活用していきたいと考えております。

世界に目を転じますと、貿易救済措置の活用が非常に広がっておりまして、恣意的にピックアップしたのではないかとされるかもしれませんが、実際に発動されたADの件数は2011年と2017年を比べると倍になっているという実態でございます。

他方、私自身、在任期間中にこの審議会をお願いしているのはこれが3件目だと思いますけれども、残念ながら、日本の発動件数は5件ということでございます。他国がこのような形で数多く発動しているということになりますと、その結果として、そのマーケット

に入らないものが行き場を失って我が国に流入してくるというのも幾つかの案件で実際に見られるところでございます。他国の措置が我が国に影響を及ぼすという状況が生じてきているわけでございます。

それに加えて、最近の米国による追加的な関税ということで、これも世界全体の物の流れを変えていくということで、我が国の産業にとりましても非常に大きなリスクを抱えておりますし、サプライチェーンは大きく変わる可能性があると思っております。

このような状況を考えますと、既にこういった流れの変化で被害を受けている、あるいは将来、被害を受けるリスクがあるということではないかと考えておりまして、今までにも増して、WTOのルールをしっかりと我が国においてもエンフォースし、公正な競争環境を維持発展させていくことが必要であると考えております。

このような観点から、経済産業省においても、この制度をしっかりと活用していただくということで、企業、産業界の方々とのやり取りを増やし、あるいは現にご関心も増えていると思ひますし、財務省とも相談をしながら、より使いやすい制度にしていくということで見直しも行っているところでございます。

本日は、こうしたことを受けて、今回の中国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税に関する調査結果をご審議いただきたいと思います。あわせて、「不当廉売関税に関する手続き等についてのガイドライン」についても見直しを行っているということでございますので、この機会をお借りしてご説明させていただきたいと思います。

この調査案件に限らず、委員の皆様から様々なご意見をいただきまして、今後の政策にさらに反映していきたいと考えておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○川瀬小委員長　飯田部長、ありがとうございました。

早速、議題に入らせていただきます。本日は、飯田部長からもご紹介がございましたように、「中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税に関する再延長調査の結果について」、「不当廉売関税に関する手続き等についてのガイドライン」におけるサンプリングの実施に係る要件の見直しについて」の2件を取り上げることとしております。

本会議の資料は紙媒体でお手元に配付させていただいております。なお、本日中に経済産業省のホームページに掲載することを予定しております。また本日の議事録は後日公開することとしておりますので、あわせて、よろしくご承知おきくださいますようお願い申

し上げます。

まず、「中華人民共和国産電解二酸化マンガンをに係る不当廉売関税の課税に関する再延長調査の結果について」を事務局からご説明をお願いいたします。

○井上企画調査官 素材産業課企画調査官の井上でございます。お手元の資料2-1をご覧くださいと思います。

はじめに電解二酸化マンガンについてご説明させていただきます。電解二酸化マンガン、英語名称はElectrolytic Manganese Dioxide、EMDと称しています。EMDはマンガン酸化物の一つで、灰黒色の粉末、主として一次電池に利用されています。乾燥、粉碎した二酸化マンガン鉱石を還元することにより一酸化マンガンとした後、硫酸に溶解させ、電気分解により析出いたします。製造メーカーは東ソー日向が国内唯一の社で、親会社であります東ソーが全量を買取り、販売をしています。

EMDの用途は、一次電池（アルカリマンガン電池）や二次電池（リチウムイオン電池）の正極材の原料として使用されているほか、磁性材料であるフェライト、触媒の製造原料にも使用されています。一次電池には、足元では85%程度、二次電池としては10%強の用途があり、残りの部分はその他、フェライト、触媒となっています。

二次電池のうち定置用リチウムイオン電池は住宅等に設置し、夜間にためた電力を昼間に利用したり、停電時のバックアップ対策としても用いられている電池でございますが、それに使用されるマンガン酸リチウムの原料にもなっています。アルカリ電池の構造例が右側の図にありますが、ここの赤で囲みましたプラス極、いわゆる正極の材料になっています。

続きまして、EMDの輸入量の推移です。このグラフが示しますとおり、平成20年9月からアンチダンピング課税を開始しました。翌年には輸入量がかなり減ったわけですが、その後の平成22年度、23年度は、当時かなり使われる見込みのあった電気自動車用の需要、あるいは円高の為替要因によって一時的に輸入が増えております。ただ、その後、漸次減っておりまして、中国も含めて、かなりの部分が輸入量としては減ってきているというのが直近の状況でございます。

以上をまとめますと、直近の輸入量は減っているものの、引き続きダンピング輸入が継続又は再発するおそれ及び国内産業に対する実質的な損害が継続又は再発するおそれがあります。これについては後ほど、別途説明があります。

こうした背景から、国内生産者は中国産EMDに対する課税期間の延長を申請しており

ます。中国からの安価な貨物の輸入が国内産業に悪影響を及ぼさないよう、アンチダンピング課税延長による保護の必要があると考えております。以上です。

○川瀬小委員長      ありがとうございました。

調査の詳細については寺西特殊関税等調査室長からご説明をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○寺西特殊関税等調査室長      では、ご説明させていただきます。資料２－２をご覧ください。

１ページ目です。現行の電解二酸化マンガンをに係る不当廉売関税の課税措置は、３月４日までスペイン、中国、南アフリカの３カ国にかかっておりますが、本延長調査の調査対象国は、申請も踏まえて中国のみとなります。調査対象貨物は、ただいま素材産業課からご説明を差し上げましたとおり、電解二酸化マンガとなります。

次に２ページに行ってくださいまして、不当廉売関税の課税期間の延長要件は、関税定率法の８条第２５項にございますとおり、不当廉売された貨物の輸入と、国内産業に与える実質的な損害が現在行われている課税が終了した後に継続又は再発するおそれがあることとなります。こちらの要件が満たされているかについて調査を行いました。

調査の経緯については、昨年３月２日に東ソー日向及び東ソー（以降「東ソーグループ」）から不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請がございまして、こちらの申請を受けて調査開始の必要性が認められたため、昨年４月１８日に財務省と経済産業省の両当局で調査を開始しております。

調査開始とともに、利害関係者等の方々に質問状を送付いたしまして、調査に必要な情報、証拠を提出するようお願いをしております。その結果集められた様々な情報、証拠を踏まえて、昨年１０月に本邦の生産者１グループ、今回、中国が対象でしたこともあり、代替国の生産者で協力した企業に現地調査を行いました。

これらの調査結果を踏まえて、最終決定の原案に当たる重要事実を昨年１２月１０日に利害関係者に開示し、反論・再反論に付すことをしています。いただきました反論・再反論を受けて、当局でもう一度証拠を確認しましたが、いずれの反論も事実誤認や根拠のないもので、結果的に重要事実にある調査当局の判断を覆すものではありませんでした。反論・再反論に対して取りまとめた当局の見解を含めて、最終報告書を作成しております。今般、資料２－３となっているものです。

続きまして、３ページに行ってくださいまして、不当廉売された貨物の輸入の継続又は

再発のおそれについてご説明いたします。

まず調査対象期間中に不当廉売輸入があったか、すなわち中国から日本に輸出される EMD の輸出価格が正常価格に比して安く設定されていたかについて調べました。正常価格ですが、中国の EMD 産業について市場経済条件が浸透している事実が確認できなかったことから、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業、かつ協力が得られた企業の価格情報等を用いて算出することにいたしました。

調査当局に対して情報提供を行った供給者である、右の四角にありますけれども、Guizhou Redstar Dalong の輸出価格は、調査対象期間中の本邦向け輸出取引に基づいて認定しております。これらの情報から、Redstar 社の不当廉売差額率を算出したところ、101.39% という結果が出ております。その他の供給者については、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、さらに当該必要な情報を得ることができない場合は調査当局が知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うという旨を明示いたしましたが、必要な情報を提供してきませんでした。従いまして、調査当局は、知ることができた事実、いわゆる F A に基づいて不当廉売差額率を算出することにしました。

調査当局が知ることができた回答は、この Redstar 社から提出された回答のみであったことから、Redstar 社の不当廉売差額率に基づいて、その同率である 101.39% を適用しました。これらにより、調査対象期間において、中国を原産地とする不当廉売輸入の事実が認められたということでございます。

さらに、この不当廉売輸入が課税期間満了後に継続するののかについて検討いたしました。まず、中国の供給者の生産能力ですが、提出された証拠から、相当程度の余剰生産能力があって、この余剰生産能力は EMD 以外のほかの製品の生産に振り向けることはできないという状況も認められました。一方で、将来の生産の見通しについては、中国の供給者の増産計画ですとか、生産能力の拡大を示す証拠の提出がございましたので、今後、中国において EMD の生産増加が見込まれる状況にあるということが認められました。

次に、中国の余剰生産能力を吸収できる市場が中国国内にあるかということについて調べました。2015 年から 17 年にかけて国内需要量は緩やかな拡大傾向にあることは認められましたが、それは余剰生産能力を全て吸収できるほどの需要の拡大ではありませんでした。加えて、今後も需要の大幅な拡大が見込まれていないということが確認もされたことから、中国において中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるような国内市場は存在しない

と判断しております。

さらに、中国の余剰生産能力、追加的な輸出を吸収できる海外市場が存在しないかについて検討いたしました。EMDの主要な需要国であるアメリカは、2008年に中国産のEMDに対して149.92%という極めて高率な不当廉売関税の賦課を開始しております。この結果、中国からアメリカへのEMD輸出は止まりましたけれども、アメリカは、この措置を2015年に5年間延長することを決定しております。従いまして、中国からアメリカ向けのEMD輸出は、引き続き極めて困難な状況にあると考えられます。

その上で、提出証拠によれば、EMDの世界的な需要の大幅な拡大は見込まれておらず、中国及びアメリカ以外においても生産能力が需要を上回っていたことなどが認められたことから、中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できる海外市場は存在しないと判断いたしました。これらの状況を踏まえますと、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後には不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと考えております。

続きまして、4ページに行ってくださいまして、本邦産業に与える実質的な損害の継続又は再発のおそれについてご説明いたします。

まず調査対象期間における損害の状況です。現行の不当廉売関税の措置のもとにおいても中国からの輸入は継続しておりましたが、輸入価格が上昇傾向にあったことから、課税後の当該輸入貨物の輸入価格が本邦産同種の貨物の国内販売価格を上回ってありました結果、輸入量は減少し、平成28年度以降には極めて少量にまで落ち込みました。国内販売量全体としては安定的に推移していたことから、国内需要が減少傾向にある中で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は上昇いたしました。

しかしながら、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は高い代替性を有しておりまして、産業上の使用者も購入に際し価格を最も重視しておりますところ、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮ですとか値下げを要請されまして、製造原価の変動にあわせた価格設定ができなかったことから、営業利益は減少し、平成27年度には平成24年度の水準を割り込んでおります。

一方で、平成28年度以降は当該輸入貨物の輸入量が極めて少量になったことから、本邦産業は、製造原価の変動を取引先との価格交渉で合意が得られた範囲で反映した価格設定を行うことが可能になりまして、営業利益は増加していくことになりました。平成27年度までは当該輸入貨物が本邦産業の利潤に悪影響を及ぼしていた一方で、平成28年度以降は当該輸入貨物の輸入量が極めて少量になったことから、本邦産業への悪影響が表れていな

かったということになります。

以上によりまして、調査対象期間の損害に係る指標については、現行の不当廉売関税の措置によって改善は見られますが、製造原価の影響の吸収余力が引き続き少なく、中国産の輸入貨物の輸入量が極めて少量ではない期間は利潤が悪化していたことから、本邦産業は損害を受けやすい脆弱な状況にあると認められました。

こうした状況を踏まえて、さらに本邦産業に与える実質的な損害が課税期間の満了後に再発するおそれがあるかについて検討いたしました。本邦におけるEMDの市場規模は現状に比して著しく縮小するとも拡大するとも見込まれない、大きく変動すると見込まれない状況にあります。

他方で、先にご説明したとおりですが、現行の不当廉売関税に係る措置が延長されなければ不当廉売輸入は継続するおそれがあります。例えば日本を除く全世界向けの中国の輸出量は、平成24年度を100としたとき平成29年に151に増加していたことも踏まえますと、中国の供給者は本邦に対する当該輸入貨物の輸出を増加させるおそれがあると考えられます。現行の不当廉売関税を撤廃した場合、当該輸入貨物の本邦における価格は現行の不当廉売関税の課税額と同程度下落すると考えられます。産業上の使用者が価格を重視しているといったことを踏まえますと、本邦産業も販売量を維持するためには、少なくとも当該輸入貨物と同等の価格まで価格引き下げを余儀なくされるということが推定されます。

しかしながら、具体的に平成29年の数値で検証いたしますと、想定される価格引き下げ後の国内販売価格は製造コストでさえ大きく下回るものであることがわかりました。現行の不当廉売関税に係る措置が撤廃されると、本邦産業が極めて困難な価格設定を強いられて、事業継続が非常に難しくなると考えることが合理的かと思います。

以上によりまして、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後には、本邦産業への実質的な損害が再発するおそれがあると考えております。

そして、最後の5ページに行っていただきまして、重要事実に対する利害関係者からの反論です。真ん中あたりの四角のところです。海外供給者や輸入者の方々から、例えば中国のWTO加盟議定書が一部失効して以降、2016年12月11日以降の調査開始になる本調査において、代替国価格を使用することは不合理であるとか、海外供給者が調査対象期間に輸出したEMDは日本の国内産業が生産するEMDとは代替性がないといった反論が寄せられました。しかしながら、冒頭申し上げましたけれども、また表の見解にもございましており、いずれの反論も事実誤認や根拠のないもので、結果的に重要事実にある調査当局

の判断を覆すものではありませんでした。

以上の調査結果を踏まえ、我々としては、現行の不当廉売関税に係る措置の満了後に不当廉売輸入が継続するおそれがあり、かつ本邦産業に与える実質的な損害が再発するおそれがあると認められることから、中国産EMDに対する不当廉売関税の課税期間をWTO協定及び国内法令の認める5年間延長することが適当であると考えております。

説明は以上です。

○川瀬小委員長 寺西室長、ありがとうございます。

以上のご説明についてご質問等ございましたら、お願いいたします。ご発言なさりたい方は、お手元の札を立てていただけますか。

中谷委員、お願いいたします。

○中谷委員 ご説明ありがとうございます。

私も最終決定案を支持したいと思います。そう申し上げた上で、3ページで1点、教えていただきたいのです。Redstarという業者は、この分野ではそれなりに大手で、価格形成にそれなりに影響力のある企業だと理解してよいかどうかについて教えていただければと思います。

○寺西特殊関税等調査室長 ありがとうございます。

EMDの供給者自体は中国の南部、西部あたりに集中しているようでして、その中の企業の一つであるということは申し上げます。こちらの企業は協力をしてきた唯一の企業になるわけですが、当初の調査のときから協力をしてきた企業ですので、それなりの規模で関心がある企業というふうに理解ができるかと思います。

○川瀬小委員長 中谷委員、よろしいでしょうか。

安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 細かいところで2点、確認をさせていただきたいです。3ページの不当廉売差額率でRedstarとその他となっているところですが、その他というところとRedstarの数字が全く同じになっているのはなぜですかというのが1つ目です。

もう一つは、1ページで、現在の不当廉売関税率がスペインとか中国とか南アフリカということで数字が出ていますけれども、もちろんこの差額率と全く同じである必要はないのですが、少なくとも一番大きい中国の46.5よりも倍以上あるということは、価格自体が変動しているのか、価格が下がってきているのか、など、何か理由があるのであれば教えていただきたいと思います。



○寺西特殊関税等調査室長      ありがとうございます。

1 点目のご質問ですけれども、説明が早かったかもしれません。その他の供給者は、Redstar以外の中国のEMDの供給者全てということになります。今回、これが全く同率になったのは、その他の供給者が、調査当局が求める情報提供に応じてこなかった、非協力であったということから、調査当局が知ることができた事実に基づいて不当廉売差額率を算出することが協定上、認められております。そのときに、知ることができた事実はRedstarから得られた証拠のみでしたので、結果的に、その証拠に基づいてはじき出した不当廉売差額率が唯一の実証的な証拠だったわけですので、こちらをその他の供給者にも適用したということで、協定には整合的であると理解をしております。

それから、2 点目です。現在の課税率は、中国について46.5%ないしは34.3%ということとで張られております。厳密にいきますと、34.3%が張られているのはRedstarという会社でして、それ以外の中国の供給者には全て、日本に輸出してくる際に46.5%がかかっているという状態になります。

今回、我々が行ったのは延長調査ということになりまして、制度上、延長調査は期間延長の適否のみを判断するというようになっておりまして、延長調査の結果、税率が変わるということは、日本の制度上、ございません。ただ、現在の課税率の46.5%、34.3%を決定した際の不当廉売差額率は、この不当廉売差額率をC I Fに戻した結果、税率にするのが日本の制度ですので、課税率よりも若干大きい数字にはなるのですけれども、今回ははじき出した101.39%という数字とは、全くといいますか、異なる数字になっています。

当初の調査のときにも調査対象期間を設定するわけですけれども、それぞれ、調査対象期間に提出された証拠に基づいてはじき出した数字であるということは申し上げられるかと思います。そのようにご理解いただければと思います。

○川瀬小委員長      安藤委員、よろしいでしょうか。

千原委員、お願いいたします。

○千原委員      ありがとうございます。

一つ確認をさせていただきます。Redstar社からは国内価格の提出があったのでしょうか。それを基に調査しようとしたのだけでも、それは認められないというふうに理解したのです。なぜならば、この企業は市場経済に基づく事業をやっていないからとみなしたから。その企業は市場経済に基づく事業をやっていますよという証拠を示せば認められると理解しているのですけど、ちゃんとした証拠が出てこなかったから、Redstar社から出て

きた価格を正しいものとみなさなかったという理解でしょうか。

○寺西特殊関税等調査室長     ありがとうございます。

1点目のご質問についてです。中国の場合は、市場経済条件が浸透している事実を確認できない場合には代替国価格を用いることができるようになっておりまして、それらの要件について検証いたしましたところ、市場経済条件が浸透している事実を確認できませんでしたので、今回、代替国価格を使うことにしたわけです。当初、質問状等で中国の国内販売価格は聞いておりますけれども、冒頭申し上げた条件を満たしている場合には、中国の国内販売価格を調べる義務を当局は負っていないと理解しております。

市場経済条件浸透の事実ですけれども、日本の国内制度上、立証責任は中国側の供給者にあります。市場経済条件が浸透している事実はどういったものが含まれるかについてはガイドラインに記載がございまして、例えば中国の生産者の生産販売計画ですとか、投資に関する決定が市場原理に基づいて行われていて、政府による重大な介入がないかどうかといった事実、それから、賃金が労使間の自由な交渉によって定められているかといったような事実が供給者から示されたかどうか、証拠提出によってそれが証明されたかどうかといったところを見させていただいておりますが、今回はそこが満たされなかったということになります。

○川瀬小委員長     千原委員、よろしいでしょうか。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員     ご説明いただきまして、ありがとうございました。

日本政府の結論に全く異存ないという前提で幾つか質問させていただきます。

まず、長期のAD措置について、私ども鉄鋼はいろいろな国からADを打たれている業界ですので、むやみに措置を継続することには賛成しないのですが、この延長調査において厳格な審査をやっているという前提で、今回の結論に異存ないということです。

その中で（我々がADの被提訴者となったときに説明しにくい点ですが）、不当廉売貨物の輸入継続又は再発のおそれに関して、3ページに書いていただいているとおり余剰能力があると再発のおそれがあると一般的に思われるところ（仮に余剰能力があっても、いろいろな理由があり、AD措置が撤廃されても輸入が増加しないことを被提訴者が丁寧に説明すると、相手国の政府が認めてくれると良い思いながら、我々は説明する機会が多いのですが）、今回は、日本政府が、アメリカには市場がないこと、中国国内にも現状以

上の市場がないこと等を厳格に審査されたのに対して、被提訴者側から、AD措置が撤廃されても日本向け輸出が増加しないことを示すための何らかの反論が出ていたのかについて、差し支えなければ教えていただきたいというのが1点目の質問です。

2点目の質問は、仮に本AD措置が続いたときに、日本国内の需要に対して提訴者である東ソー、あるいはほかの国から少し輸入が入るかもしれませんが、国内で調達不安になることがないかについて、教えていただきたいという点です。

3点目は、先ほどのご質問に関係しますが、現在の中国のAD税率が30%から40%であるために輸入が継続するなか、今回の調査において101.39%という税率が算定されたことを受け、提訴者が税率見直しを要請する、あるいは職権で税率見直し調査を行うことができないかという点です。

以上、3点につき宜しくお願い致します。

○寺西特殊関税等調査室長      まず、長期のAD措置についてもコメントさせていただきます。日本の場合は、事実関係として、確かにEMDについては2回目の延長調査になりますけれども、それ以外は2006年ごろのポリエステル短繊維の1回の延長調査、今回を含めて合計で3回のみになります。ご案内かもしれませんが、延長調査の導入自体は、現在の形のAD協定ができたウルグアイランド交渉のときも、かなり大きな争点の一つになったと聞いております。

いずれにしても、結果としては、措置の発動後もしくは前回の延長時から一定の期間、最大5年間が経過した後に、一旦自動失効することを基本としています。一方で、調査当局が、措置が失効する前に延長調査を開始し、不当廉売輸入ないしは本邦産業に実質的な損害のおそれが継続又は再発するおそれが認められた場合には、最大で5年間、課税を延長することができる、そういった手続きになっていると理解しております。

確かに、この延長回数に制限はございません。ただ、延長を繰り返して5年、10年、15年、20年と時間が経てきますと、諸々の環境が変わってまいります。例えば、海外の供給者が事業から撤退したなどですね。その場合は日本に対して輸出してくる可能性自体がないということもございます。逆に、本邦の生産者が全く別のものを作る、もしくは完全に差別化して、もはや競合しないものを作るようになったと。そういった環境の変化もあり得ますので、措置の発動後に、申請者の方々にもモニタリングは継続してもらいつつ、次の延長が必要かどうかということは適切に見極めていただきたいと思います。調査当局としても、この延長が必要かどうかというのは申請が来た際に適切に見極められるように引き

続き努めたいと思っております。

その上で、初めのご質問である３ページの余剰生産能力と再発のおそれの関係についてです。こちらについては、結論からいうと、ダイレクトにそういったものはございませんでした。他社が出した証拠だけで余剰生産能力が立証できるのかといった反論はいただいておりますけれども、我々の方で証拠を再確認した結果、それは事実誤認というか、的を射ないものということで処理をしております。

２点目は、国内のＥＭＤ需要と供給との関係だと思います。近年、特に中国からの調査対象貨物の輸入量はかなり少なく、極めて少量になっているところです。ただ、国内もしくは海外の供給余力を考えますと、供給に支障が出るような状態は起こらないのではないかと見ております。

それから、３点目の１０１．３９％と税率の関係です。延長調査の制度上の性質は、先ほど申し上げた通りですが、もう一つ、国内制度上、税率の変更や廃止を求めることができる制度がございまして、一般に事情変更レビューと言われているものですが、こちらについては、課税が始まってから１年を経過する日以後に、利害関係者の方々、供給者だけではなく、国内生産者、輸入者を含む利害関係者から、不当廉売輸入もしくは本邦産業への損害の事実に係る何らかの事情の変更があることについての十分な証拠を添えて申請をいただく場合には、かつ調査当局が必要と認める場合には、調査をさせていただくことになります。その結果として、必要があるという結論になりましたら、不当廉売差額率について変更したり廃止したりということもあり得べしとご理解をいただければと思います。職権調査についても制度上は可能でございます。

○川瀬小委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに札が上がっておりませんようですが、とりあえず、本件については、これでよろしいでしょうか。——ご審議、どうもありがとうございました。

時間も押しておりますので、本日、２つ目の議題にまいりたいと思います。引き続き、「不当廉売関税に関する手続き等についてのガイドライン」におけるサンプリングの実施に関する要件の見直しについて、寺西特殊関税等調査室長からご説明をいただきます。

○寺西特殊関税等調査室長　　ありがとうございます。資料３－１をご覧くださいと思います。

まず、このガイドラインは、不当廉売関税制度の運用に当たって、協定ですとか、国内法令を補完し、手続きの詳細を定めた関係省の申し合わせになります。

次に、不当廉売の価格差、いわゆる不当廉売差額を生産者ごとに算定する必要があるわけですが、関係する生産者の数が多く合理的に調査できる範囲を超えていると、実行可能でないほど多い場合には、不当廉売の価格差を決定する対象を合理的な数に制限することが協定上、認められておりまして、これをサンプリングと呼んでおります。

現行のサンプリング規定は平成16年のガイドライン改正時に設けられたものでして、サンプリングは輸出国の生産者の数が20を超える場合に実施可能となっております。当時の調査実績では、調査へ協力する生産者の数が生産者の数に比べて非常に少なく、概ね1、2割であったことから、生産者の数が20を超える場合としておけば、実際に調査対象になる者の数が合理的に調査できる範囲に留まるものと想定しておりました。

次に、2ページに行ってくださいまして、今回の具体的な見直し事項です。平成28年の高重合度ポリエチレンテレフタレート（PET）の調査が、調査当局が知り得た生産者が21と基準値の20を満たしたところ、我が国で初めてサンプリングを実施するに至った事案になります。こちらの調査では、サンプリングの結果、最終的に3者が対象に選ばれることになりました。けれども、調査に協力する旨を回答した者が11者と、知り得た生産者の約半数もいたということでございます。

この経験から、現行ガイドライン上、生産者の数が20以下、例えば19ですとか18ですと、サンプリング実施に進まないというわけですが、そのうち多くが調査に協力してきた場合は、調査当局の負担は合理的に調査することができる範囲を超えてしまって、協定及び国内法令が求める原則1年という期間内の調査終了に支障を生じさせるおそれがあるという認識に至りました。

調査の進捗に大きな影響を与えてくるのは生産者の数というよりは、実際に調査へ協力してくれる生産者の数になります。従いまして、ガイドラインの当該規定を調査へ協力する生産者の数が多い場合、合理的に調査できる範囲を超えるときにもサンプリングを実施できるような形に見直したいと考えております。

本改正により、所定の調査期間で調査が終了することは、不公正な貿易取引による国内産業への損害拡大を回避する、迅速に国内産業の利益を保護する観点からも意義があるものと考えております。

説明は以上です。

○川瀬小委員長      ありがとうございました。

ご質問、コメント等ございます方は、お手元の名札を立てていただけますでしょうか。

鍵山委員、どうぞ。

○鍵山委員　ご説明がありましたとおり、サンプリング要件の見直しについては、実際の運用のことを考えると全く同感でありまして、問題ないと思いますが、1点、ご質問です。例えば20者以下の場合でも、調査対象となるのは3者ないし4者ぐらいになると思います。そのときに、例えば日本への輸出のこのぐらいのシェアですとか、国内事業者のうちのこのぐらいのシェアを占めているというところをイメージされているものがございましたら。

○寺西特殊関税等調査室長　お答えします。

協定でも、関係国からの輸出量のうち合理的に調査することができる範囲で最大の量に制限することができるようになっておりまして、実務上も輸出量の多いところからとっております。ガイドライン上も、敢えて申し上げますと、輸出量の中で50%を確保することに留意するようになっておりまして、できるだけ輸出量の多いところで50%を超えるようにということに留意いたします。

結局のところ、調査に協力してくる者が何者いるかとか、上位の数者が何パーセントのシェアを占めるかとか、調査当局の負担との関係では調査対象国が幾つあるのかといった要素にも影響されるところでありますので、最後はケース・バイ・ケースかと思っております。

○川瀬小委員長　鍵山委員、よろしいでしょうか。

服部委員、お願いいたします。

○服部委員　ありがとうございました。

基本的に私もサンプリングについては、迅速な調査という中で賛成ですが、他方で、迅速性と正確性というところからした場合に、協力者がよくわからないという中での裁量をもてる反面、どういった場合にサンプリングになるのかというところについては、逆に被調査対象者の方は不安というか、見えなくなってくるというところはあるように思われ、そのあたりのバランスはどのような形で考えていらっしゃるのかなというあたりを教えてくださいました。

○寺西特殊関税等調査室長　ありがとうございます。

調査開始のときに、利害関係者というか、今回の場合は海外の供給者にお送りする質問状ですとか確認票において、数が多い場合はサンプリングを実施する可能性があるということをお伝えしています。その上で、得られた回答の調査への協力の有無ですとか、取引

概況等を踏まえて、調査当局でサンプリングの対象者を選ぶということをしております。

その後、協定も踏まえて、海外供給者に意見を言っていただく機会を設けておりまして、そちらも踏まえて最終的にサンプリング対象者を決定、通知をしているということなので、調査当局の負担といったその他の要素もありますけれども、そういったことを総合的にバランスを取りながらやっております。

○川瀬小委員長　そのほか、他の委員から何かコメント、ご質問等ございましたら承りますが、特にないようでしたら、本件については、これでよろしいでしょうか。ご審議、どうもありがとうございました。

用意された議題は以上となります。本日は「中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税に関する再延長調査の結果について」をご審議いただくとともに、「「不当廉売関税に関する手続き等についてのガイドライン」におけるサンプリングの実施に係る要件の見直しについて」のご説明をさせていただきました。今後もアンチダンピング措置等、貿易救済措置について、時期をとらえて本委員会において議論をさせていただきたいと考えておりますので、引き続き、よろしくご協力、お願い申し上げます。なお、本日の小委員会の議事録については、作成次第、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきたく存じます。

委員の皆様におかれまして、ご多用のところ、誠にありがとうございました。また事務局の皆様方もご準備、お疲れ様でございました。これをもちまして、本日の委員会は閉会といたします。どうもありがとうございます。

——了——